

世界の森林資源の現状

木材は、それを産出する森林が適切に管理されていれば、ずっと使い続けることのできる持続可能な資源である。しかし、世界の自然林は毎年およそ1300万ヘクタールずつ減少（※1）しており、これは日本の国土の約3分の1に相当する。森林が減少している理由は幾つかあるが、主因としては、電気やガスなどにアクセスできない地域における木材の燃料としての利用、農地開発、林産物（紙、木材、木質バイオマス燃料など）生産のための合法および違法な伐採などが挙げられる。

日本では、1年間におよそ6300万立方メートルの木材やチップを使用し、その約72%は輸入品（※2）であるが、この中には違法伐採などのリスクが高い国や地域に由来する原料や製品も混ざっている。また、伐採などに関する法律に適合していることが実際に森林を破壊していないとは限らず、合法的な伐採であっても、環境面・社会面から特に貴重な「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forest：HCVF）」と呼ばれる森林を破壊するような方法で伐採がなされているケースも存在する。以下、特に日本との木材・紙製品の取引に関連の深いインドネシアと極東ロシアの例を紹介する。

消費から考える森林の管理・保全 —「責任ある紙や木材の購入」の時代へ

私たちの
暮らしを
つなぐ
木の力

橋本 務太 *Written by Mutai Hashimoto*

WWF ジャパン自然保護室森林担当

インドネシアの事例

インドネシアのスマトラ島では、現地の製紙業者による原料採取やオイルパーム農園の開発のために自然林が伐採されており、同島中部のリアウ州では、85年には642万ヘクタールあつた森林が2007年には225万ヘクタールと、およそ65%減少（※3）している。



自然林の破壊—伐採が規制されているラミンの木だけ残し、残りの自然林は植林にするため更地にされた ©WWFインドネシア

伐採地周辺の森林は生物多様性の観点からも貴重で、絶滅の危機に瀕するスマトラゾウ、スマトラトラなどの動物が生息しているほか、維管束植物の数では、アマゾンを上回る種の数が確認されている。また、この地域には泥炭土壌の上に森林がある「泥炭林」があり、伐採するために土壌からの排水を行うと、膨大な炭素が排出される。しかし、泥炭林を含む自然林の大規模皆伐とその後の植林地化や違法伐採が後を絶たず、森林から追い出された野生生物と地域住民の衝突といった事態まで発生している。

ロシアの事例

建材や家具などに使用される「北洋材」の主要生産地である極東ロシアの森林でも、中間伐採（※4）や衛生伐採（※5）と呼ばれる特殊な伐採許可が、ロシア国内外で需要が高く商業価値の高いベニマツ（チョウセンゴヨウ）などの禁伐樹種や、伐採が極めて制限されている樹種の伐採を正当化するために、不適切に利用されていた。

ベニマツを伐採する森林には、絶滅のおそれがあるアムールヒョウや、個体数が減少傾向にあるシベリアトラが生息している。ヒョウやトラが今後も生息できるかどうかは、食

物となる草食動物が十分にいるかどうかにも深く関係しているが、草食動物のエサとなるベニマツの実が伐採によって減っていることで草食動物の数そのものが減ってしまっている。ベニマツは最近「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」の附属書Ⅲに掲載されたことから、違法伐採されたベニマツの国際取引は減少傾向になることが期待されるが、そもそも伐採が厳しく制限されていたはずの樹種がこれまで無秩序に伐採・取引されていたことも事実である。同様の行為が、地域や樹種を問わず、今後繰り返されないようにしなければならぬ。

解決策としての

「責任ある林産物の購入」

違法伐採材であれ、合法的な森林破壊に基づく木材であれ、加工されて製品になってしまえば、形状などから由来を見分けるのはほぼ不可能である。そして、不適切な木材の生産や消費を世界中で続けていけば、多くの貴重な森林が破壊されてしまう結果となる。

WWFは、約40年にわたって世界各地の森林保全に取り組んでおり、現在残されている自然林を守ることはもちろんのこと、生活やビジネスのために必要とする林産物を、森林

環境に配慮しながら利用する、そんな仕組みづくりに取り組んでいる。原産地での森林破壊や劣化、違法伐採といった現状を改善するためには、貴重な森林を保護区などに指定する直接的な森林保護だけでなく、消費側から「適切な管理が行われていない森林からの林産物は一切購入しない」というメッセージを強く発信することが求められる。

WWFでは、企業が適切に管理された林産物を使うことで、森林保全に貢献することを具体化した取り組みを「責任ある林産物の購入」と題し、企業との連携の下で進めている。この取り組みは次のようにまとめられる。

●組織としての紙や木材の「調達方針」を策定し、公表する

●「調達方針」を実現するため、時限を区切った数値目標を含む行動計画を策定する

●行動計画に従って、FSC（森林管理協議会）による認証製品など「望ましい」林産物の調達量を増やすとともに、合法性が確認できないなど「望ましくない」「製品の量を減らす

●個別の製品が「調達方針」に合致するかどうか確認をするため、WWFジャパンの「林産物調達チェックリスト」や、その他の具体的な手法を取り入れる

こうした木材の出所確認を伴う調達は、も

とも欧州や北米の木材流通業者が開始したものであるが、日本でも生産地における森林生態系に対する責任を自覚し、取り組みを開始する企業が近年増加している。

日本企業において、具体的な調達方針を公表し、方針に合致しない製品を購入しないという取り組みを最初に開始したのは、コピー用紙を販売する業界であった。これは、インドネシアで現地製紙メーカーが生産するコピー用紙の一部が、スマトラ島の生物多様性豊かな森林を伐採して生産された原料を利用して、いることを懸念して開始されたものである。

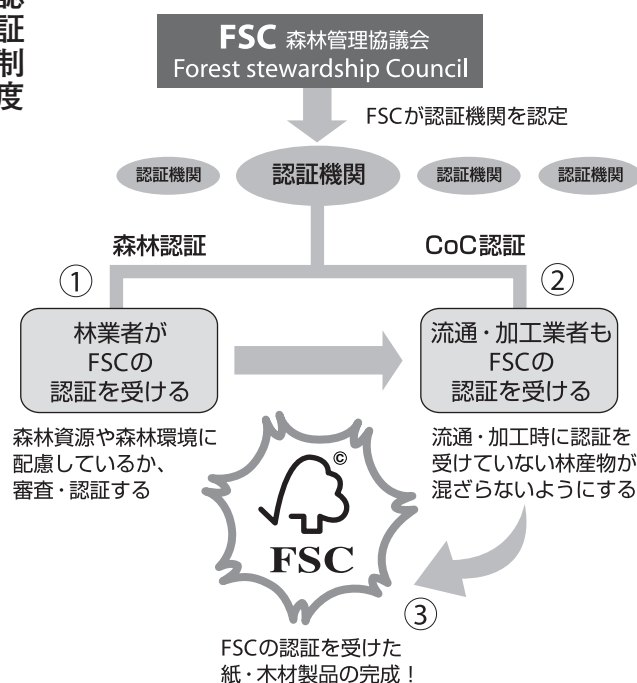
これに続き、スマトラの森林破壊とは無関係ではあるが、日本国内の製紙業が同様の方針を公表、最近では大手住宅メーカーが続々と木材調達方針を公表している。こうした動きのなかには、「問題のある原料を使用して指摘されるのは望ましくない」といったリスク管理的な対応だけでなく、「自社が生物多様性に貢献できるのは調達分野であり、生物多様性に配慮した商品を市場に供給することで優位に立つ」という積極的な姿勢の企業も現れてきていることは大変心強い。

日本政府も06年4月にグリーン購入法の基本方針を改定し、同法の対象となる政府機関等が木材・紙製品を調達する場合、原産国／地域の伐採に関する合法性の確認がなされた物品の調達を進めることとなった。まずはこの

ような取り組みを開始したことは評価できるが、伐採に関する合法性の確認だけでは不十分であることは前述した通りであり、政府の取り組み開始から4年以上が経った今、より環境・社会に配慮した林産物の調達を推進することが必要である。

FSCなどの森林認証制度

さて、前述の「責任ある林産物の購入」を行うにあたり、立場によってできることとできないことがある。いくら違法伐採が深刻とはいえ、例えば一個人の立場で紙製品を買うたびに、伐採許可証のコピーを入手するといったことは当然ながら現実的ではない。こうした詳細な確認は、消費者に製品の販売を行う企業の責任に属するものであり、製品供給者としての企業が、仕入れ（購入）にあたり、取引先とともに確認を行うことが重要である。一方、ラベリング制度は製品にロゴマークなどを表示することで、消費者自らが選択的に



FSCの説明図—「責任ある購入」が現時点ではどちらかといえば企業向けの取り組みであるのに対し、FSCなどの森林認証制度は、買い物などを通じて一般消費者も参加できる点が特徴である。

購入することができるとなる仕組みであり、直接的に消費者が行動することを可能にする「分かりやすい」仕組みである。

独立した第三者機関が、森林管理をある基準に照らし合わせ、それを満たしているかどうかを評価・認証していく制度を「森林認証制度」といい、非営利の国際会員組織「森林管理協議会（FSC）」などの制度がある。第三者によって認証された森林から生産された木材や紙製品に、独自のロゴマークを付け、市場に流通させることで、企業や消費者は、自ら森林の状況を確認するという困難な作業を行わ

なくても、安心して紙や木材を販売・購入することができる。

まとめ

「責任ある林産物の購入」は、日本においてもCSR（企業の社会的責任）の観点はもとより、10年10月に生物多様性条約の締約国会議が名古屋で開催されたことも契機のひとつとして、生物多様性保全の観点からますます重要になっている。また、管理が適切でない森林に由来する林産物は、資源の枯渇や、現地での法規制強化の可能性など安定供給の面からも不安があり、「責任ある購入」は、企業にとって資源戦略といった意味もあるだろう。

林産業者の立場からは、消費者が期待する森林施業が行われていることを証明できる経営体は、「責任ある購入」や「森林認証」という消費側からの新たな選別を逆に利用して、環境・社会意識の高い消費者を対象に「責任ある」製品を供給するであろうし、実際にFSC認証

証製品の供給体制も充実してきている。

一方、林産業者と消費者の間で、森林認証製品を生産・販売したり、合法性確認の実務を行ったりする企業からは、顧客から「適切に生産された製品しか購入しない」という明確なメッセージを受けることで、取り組みも進捗するし、社内や取引先からの理解も得られやすいという意見を聞くこともある。消費者も、森林認証製品が店頭やカタログに並ぶのを待つだけではなく、「それを購入したい」という一言を伝えることで、森林管理の改善に大きな貢献ができる。

このように、林産物を購入・販売する企業や消費者は直接的に森林経営に関与することはできないが、適切に生産された林産物を調達する意志を示すことができる。保護区を設定するような直接的な森林保護だけでなく、こうした消費側の「声」により、林産業者による森林認証取得などの取り組みを通じて、木材生産を行う森林も適切に管理して利用していく機運を高めることが可能である。極東ロシアでFSC認証を取得する森林が増えてきて

いることなどは、消費側の環境配慮を求める声を実際に現場に変化を起こしている証左であり、「消費」の影響力を再度認識し、「責任ある購入」を実践することが期待される。

CEL

※1) FAO Global Forest Resources Assessment 2010

※2) 林野庁平成21年木材需給表

※3) WWFインドネシア報告書「インドネシア、スマトラ島リアウ州における森林減少、森林劣化、生物多様性の喪失および二酸化炭素の排出」インドネシアの一つの州での過去四半世紀の森林と泥炭土壌からの炭素損失とその将来」より

※4) 将来伐採する立木の成長を促すために自然林内で行う、人工林における間伐のような目的の伐採

※5) 病虫害被害にあった立木の伐採

WWF（世界自然保護基金）ジャパン

● ● ●

WWFは、1961年にスイスで設立された、約100カ国で活動している地球環境保全NGO。人と自然が調和して生きられる未来を築くことを目指し、地球上の生物多様性を守ること、人の暮らしが自然環境や野生生物に与えている負荷を小さくすることを柱に活動を展開している。